

# 青年部だより

## 第54回 商工青年の主張発表会 最優秀賞 保立明宏君(神栖市)

県商工会青年部連合会は、第54回商工青年の主張発表会を7月4日、ザ・ピロサワ・シティ会館で開催し、青年部員約250名が出席した。

発表会は、県内6ブロックから選出された8名が、日頃の青年部活動からの学び、気づきや地域貢献、まちづくりにへの思いなどを発表した。審査には、(株)茨城放送の北島重司取締役会長をはじめ、県中小企業課渡辺北斗副参事、県連住谷則男事務局長、県青連石川浩通顧問あたり、内容構成表現力が基準に審査が行われた。審査の結果、神栖市の保



最優秀賞を受賞した保立明宏君(神栖市)

立明宏君が見事、最優秀賞に輝いた。発表テーマは「私に視える『変化』で生み出す新しい時代づくり〜現状打破！俺らがやらねば誰がやる〜」。

地域の児童虐待を防止するため、市民と行政の中継ぎができる仕組みを作り、行政公認の事業となることに成る。これから先、築き上げた知的財産を共有することで、青年部同士が市町村・都道府県の枠を超える仕組みが出来上がれば、地域、社会にさらなる貢献ができることと主張した。また、優秀賞には高萩市の作山太一君、優良賞には守谷市の染谷博信君が選ばれた。なお、最優秀賞の保立明宏君は9月13日に茨城県で開催される主張発表関東大会に本県代表として出場する。



参加した8名の発表者と灘谷会長(右から4人目)

## 大雨被害支援 取手市双葉地区でのボランティア活動を実施

県商工会青年部連合会は、取手市商工会より要請を受け、6月6日〜6月18日まで、台風2号などによる大雨で約600世帯が床上、床下浸水により被害を受けた取手市双葉地区で、ボランティア活動を実施した。

ボランティア活動は、県内商工会青年部員延べ200名以上が参加し、取手市災害ボランティアセンターと連携しながら、浸水被害を受け廃棄する家電・家具、書類などをトラックの荷台に積み込むなどの



片付け支援等を行った。県商工会青年部連合会では2015年度より、相次ぐ災害等への対応力強化のために防災委員会を組織し、防災・減災に資する各種取組を行っており、今回の活動もその一環として実施したものである。



ミーティングの様子



浸水被害にあった家財等を運ぶ部員たち

# 休業対応応援共済

補償内容

店舗、作業場、事務所等の事業用建物が、地震、津波、台風、雪災をはじめ火災等の災害により全損もしくは一部損の損害を受けた結果、事業が完全に休止した場合に休業日数に応じて共済金をお支払いします。(元受共済団体:全日本火災共済協同組合連合会)

### 共済金をお支払いする主な事由

次のいずれかに該当する災害によって対象となる建物が損害を受けた結果、事業活動が完全に休止したために生じた損失に対して共済金をお支払いします。

- |                   |               |                       |                   |
|-------------------|---------------|-----------------------|-------------------|
| 1 地震 (地震による火災を含む) | 2 噴火          | 3 津波                  | 4 火災 (地震による火災を除く) |
| 5 台風、豪雨等による水災     | 6 台風、竜巻等による風災 | 7 雪災                  | 8 ひょう災            |
| 9 落雷              | 10 漏水等による水濡れ  | 11 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突 | 12 盗難による建物の損壊等    |
- など、安心をご提供いたします。

### 共済金のご案内

#### 全損応援共済金

(注1)(注2)  
**3,000万円**限度

#### 一部損応援共済金

(注1)(注2)(注3)  
**1,500万円**限度

ご契約者様の粗利益日額(前年度実績)を基に定める「約定日額」と「休業日数」に応じてお支払いします。(注4)(注5)(注6)(注7)

(注1) 建物の構造、新耐震設計基準の有無、業種や事業規模によって、全損応援共済金は1,000万円限度、一部損応援共済金は500万円限度となります。(注2) 全損応援共済金は、約定日数に応じてお支払いします。(注3) 一部損応援共済金は、事業再開のため、事故日からその日を含めて連続して4日以上(定休日を除く)休止した場合にお支払いします。(注4) 約定日額とは、1日あたりの粗利益額の70%以内で算出した金額で、1万円単位で設定します。(注5) 一部損応援共済金は、事業再開に向けた意思確認、事業再開の事実確認後にお支払いします。(注6) 全損応援共済金は、全損認定日、ならびに事故日から3か月、6か月経過後に事業再開に向けた意思確認および事業再開の事実(計画を含む)を確認後にお支払いします。(注7) 仮設店舗で事業再開した後に、損害を受けた建物で事業再開した場合、仮設店舗で事業活動した日数は休業日数に含めた取扱となります。

#### 共済金お支払い例

約定日額3万円×全損約定日数150日  
＝一部損約定日数60日の場合  
(休業日数50日)

#### 全損応援共済金

**3万円×150日＝450万円**

#### 一部損応援共済金

**3万円×50日＝150万円**  
(注) 一部損応援共済金は休業日数分(約定日数限度)お支払いします。

お問い合わせは 最寄りの商工会 または 茨城県火災共済協同組合 (TEL 029-224-0610)まで

中小企業・小規模事業者の賢い選択。

商工会ビジネスプラスカード

ご利用金額に応じ、**最大15,000円**を毎月キャッシュバック!

対象期間:  
2023年4月1日(日)～2024年3月31日(日)  
2023年4月～2024年3月

さらに新規入会限定キャンペーンで**最大15,000円**も!

初年度年会費無料!  
(一般カードのみ)

詳細はこちら

※各種特典には諸条件がございます。詳細は公式HPをご確認ください。

自動車共済 火災共済 休業対応応援共済  
生命傷害共済 総合賠償責任共済 自動車事故費用共済

お申込み・ご相談は各商工会まで

## 茨城県火災共済協同組合

(元受:全日本火災共済協同組合連合会:関東自動車共済協同組合)  
水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館8階 TEL029-224-0610